

東條委員・細澤委員・三栖委員・峰政委員
提出資料

第 6 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 6 月 11 日)

建築確認審査に係る法定期間、厳罰化についての追加意見

委員 東條隆郎
同 細澤 治
同 三栖邦博
同 峰政克義

1. 建築確認審査に係る法定期間に関連して、以下の措置を講ずる。

工事着工後の計画変更（軽微な変更以外のもの）について、当該変更に係る工事に着手する前に、建築主事などとの事前相談において、安全性が確認されれば、建築確認の再審査申請の手続きを行うが、工事停止とはせず、工事の継続を認める。但し、中間検査時や完了検査時までには当該確認済証の交付を受けることとする。

2 厳罰化について

行政処分の運用の厳格化を図り、更なる厳罰化は不要。

3. 厳罰化に関連して建築士法改正にも取り組む

安全で安心できる建築物を実現するためには、建築士・建築士事務所への行政処分の運用の厳格化だけでなく、建築士・建築士事務所の指導監督について、より広範な実効性が上がる必要がある。

このため、信頼できる建築士・建築士事務所を目指して資質の維持向上、業務の進歩改善・適正化を図る努力を重ねてきた関連団体による自律的監督体制を活用できるよう、建築基準法改正とあわせて建築士法改正にも取り組む。